

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 入院基本料に関する事項（各病棟は実態に応じた数で表示しております）

- ・ 2階、3階東、3階西病棟、7階病棟（一般病棟）は入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
また入院患者50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- ・ 4階東病棟（障害病棟）は入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
- ・ 4階西病棟（地域包括ケア病棟）は入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
- ・ 5階病棟（療養病棟）は入院患者20人に対して1人以上の看護職員と看護補助者を配置しております。
- ・ HCU（ハイケアユニット）は入院患者4人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

3. DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する（DPC対象病院）となっております。

※医療機関別係数 1.2880

（基礎係数 1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.1749 + 機能評価係数Ⅱ 0.0523 +救急補正係数0.0157）

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

5. 基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出

①当院は九州厚生局長に別掲示（1階中央エレベーター前・ホームページ）の届出をおこなっており

②小児科外来診療料

6歳未満の患者さんを対象に、1日単位の定額制の診療報酬を選択しており、総合的に治療を提供します。

③補綴物維持管理料

装着した冠やブリッジについて維持管理をおこなっています。異常があればそのままにせずお早めにお知らせください。